

改正	昭和四五年	一月二〇日規則第五号	昭和五一年	一二月二一日規則第九二号
	昭和五四年	三月三〇日規則第二八号	昭和五四年	六月一九日規則第五九号
	昭和五八年	三月二八日規則第一七号	昭和六〇年	三月二九日規則第一六号
	昭和六二年	三月三一日規則第二九号	昭和六三年	三月三一日規則第二六号
	昭和六三年	六月三〇日規則第五四号	平成 三年	三月三〇日規則第三三号
	平成 四年	一〇月 二日規則第八六号	平成 五年	三月三一日規則第二九号
	平成 五年	七月 一日規則第六一号	平成 七年	一月一〇日規則第一号
	平成 七年	六月三〇日規則第五二号	平成 八年	六月二八日規則第五一号
	平成一〇年	三月三一日規則第四六号	平成一〇年	九月一八日規則第八一号
	平成一一年	三月三〇日規則第三七号	平成一一年	一〇月二九日規則第九一号
	平成一二年	三月三一日規則第六八号	平成一三年	三月三〇日規則第三二号
	平成一七年	四月 一日規則第九八号	平成一八年	三月三一日規則第四二号
	平成一八年	九月三〇日規則第一〇四号	平成一九年	三月三〇日規則第四四号
	平成二〇年	四月 一日規則第五四号	平成二〇年	七月 一日規則第六八号
	平成二一年	三月三一日規則第五三号	平成二一年	九月二九日規則第九四号
	平成二二年	三月三〇日規則第四九号	平成二二年	六月二九日規則第八〇号
	平成二三年	九月三〇日規則第五六号	平成二四年	二月二八日規則第五号
	平成二四年	三月三〇日規則第二八号	平成二四年	六月二九日規則第四六号
	平成二五年	三月二九日規則第三三号	平成二六年	三月二八日規則第四〇号
	平成二六年	一〇月 七日規則第七四号	平成二六年	一二月二六日規則第九四号
	平成二七年	一二月二二日規則第七八号	平成二九年	三月二四日規則第一六号
	平成二九年	九月 一日規則第四五号	平成三〇年	三月三〇日規則第二五号
	平成三一年	三月二九日規則第四三号	令和 二年	三月三一日規則第三一号
	令和 二年	六月三〇日規則第六八号	令和 三年	三月一九日規則第九号
	令和 四年	三月二九日規則第四二号	令和 五年	九月二九日規則第四八号
	令和 六年	三月二九日規則第二四号		

児童福祉法施行細則をここに公布する。

児童福祉法施行細則

(療育指導票の交付)

第一条 保健所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定により療育指導を行なったときは、当該児童の保護者に様式第一号の療育指導票を交付するものとする。

一部改正〔昭和四五年規則五号〕

(小児慢性特定疾病医療費支給の申請書等)

第一条の二 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。

- 一 法第十九条の三第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給及び法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る申請 様式第一号の二
- 二 法第十九条の五第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る事項の変更の申請 様式第一号の三
- 三 法第十九条の九第一項の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請 様式第一号の四
- 四 法第十九条の十四の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る事項の変更の届出 様式第一号の五
- 五 法第十九条の十五の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出 様式第一号の六

- 六 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）第七条の九第三項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事項の変更の届出 様式第一号の七
- 七 規則第七条の十第一項の指定医の指定の申請 様式第一号の八
- 八 規則第七条の十四の指定医の申請に係る事項の変更の届出 様式第一号の九
- 九 規則第七条の十五の指定医の指定の辞退の申出 様式第一号の十
- 十 規則第七条の二十三第一項の医療受給者証の再交付の申請 様式第一号の十一
- 2 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 法第十九条の三第七項の医療受給者証及び法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業による登録者証 様式第一号の十二
- 二 法第十九条の九第一項の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る指定書 様式第一号の十三
- 三 規則第七条の十第一項の指定医の指定に係る指定書 様式第一号の十四
- 追加〔平成二六年規則九四号〕、一部改正〔令和六年規則二四号〕
- （書類の提出先）
- 第一条の三 前条第一項各号に掲げる書類の提出先は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとする。
- 一 前条第一項第一号、第二号、第六号及び第十号に係る申請又は届出 居住地を管轄する保健所長
- 二 前条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに係る申請、届出又は申出 埼玉県保健医療部健康長寿課長
- 追加〔平成二六年規則九四号〕
- （療育給付の申請書等）
- 第二条 規則第十条第一項の規定による療育の給付の申請は、様式第二号の療育給付申請書に様式第三号の世帯調書及び法第二十条第四項に規定する指定療育機関の専門医師の作成した様式第四号の療育意見書を添付して当該申請者の居住地を管轄する保健所長に提出することにより行わなければならない。
- 2 保健所長は、前項の申請があつた場合において、療育の給付を行わないときは、様式第五号の療育給付不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 3 療育の給付を受けている者が次のいずれかに該当した場合は、親権を行う者又は未成年後見人は、療育券を速やかに当該療育券を交付した保健所長に返還しなければならない。
- 一 死亡した場合
- 二 療育の給付を受けることを中止し、又は終了した場合
- 三 県外に居住地を変更した場合
- 一部改正〔昭和四五年規則五号・五四年五九号・平成三年三三号・一八年四二号・一〇四号・二六年九四号〕
- （療育給付の変更等）
- 第三条 療育の給付を受けている者について、本人若しくは扶養義務者の居住地が県内において変更があつた場合若しくは個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）に変更があつた場合、扶養義務者に変更があつた場合又は被保険者証に変更があつた場合は、親権を行う者又は未成年後見人は、様式第六号の療育給付変更届出書によりその旨を療育券を交付した保健所長に届け出なければならない。
- 2 療育の給付を受けている者について、療育券の有効期間を延長しようとする場合は、指定療育機関の長は、様式第七号の療育給付変更申請書により当該療育券を交付した保健所長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、様式第八号の療育給付変更承認書を交付して行うものとする。
- 一部改正〔昭和四五年規則五号・五四年五九号・平成三年三三号・一七年九八号・一八年四二号・二七年七八号〕
- （障害児通所支援事業者の指定）
- 第三条の二 法第二十一条の五の三第一項の障害児通所支援事業者の指定は、様式第八号の二の障害

児通所支援事業者指定通知書により行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式の種類を提出して行うものとする。
 - 一 法第二十一条の五の十五第一項の規定による指定の申請 様式第八号の三
 - 二 法第二十一条の五の二十第三項の規定による変更の届出 様式第八号の四
 - 三 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出 様式第八号の五

追加〔平成二四年規則四六号〕、一部改正〔平成三〇年規則二五号〕

(助産施設等への入所申込書)

第四条 法第二十二条第二項に規定する申込書の様式は、様式第九号のとおりとする。

- 2 法第二十三条第二項に規定する申込書の様式は、様式第十号のとおりとする。

全部改正〔平成一三年規則三二号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・二一年五三号〕

(助産施設等への入所の承諾等)

第五条 福祉事務所長は、法第二十二条第一項の申込みに対し、助産の実施を承諾したときは、申込者に対しては様式第十一号の助産施設入所承諾書を、助産施設の長に対しては様式第十二号の助産実施委託書を、助産の実施を承諾しないこととしたときは、申込者に対しては様式第十三号の助産施設入所不承諾通知書を、それぞれ交付するものとする。

- 2 福祉事務所長は、法第二十三条第一項の申込みに対し、母子保護の実施を承諾したときは、申込者に対しては様式第十四号の母子生活支援施設入所承諾書を、母子生活支援施設の長に対しては様式第十五号の母子保護実施委託書を、母子保護の実施を承諾しないこととしたときは、申込者に対しては様式第十六号の母子生活支援施設入所不承諾通知書を、それぞれ交付するものとする。

全部改正〔平成一三年規則三二号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・二二年四九号〕

(助産施設等への入所の解除等の通知)

第六条 福祉事務所長は、法第二十二条第一項に規定する助産の実施を解除し、又は法第二十三条第一項に規定する母子保護の実施を解除し、若しくは延長したときは、当該助産の実施に係る妊産婦に対しては様式第十七号の助産実施解除通知書を、当該助産の実施に係る助産施設の長に対しては様式第十八号の助産実施委託解除通知書を、当該母子保護の実施に係る保護者に対しては様式第十九号の母子保護実施解除(延長)通知書を、当該母子保護の実施に係る母子生活支援施設の長に対しては様式第二十号の母子保護実施委託解除(延長)通知書を、それぞれ交付するものとする。

全部改正〔平成一三年規則三二号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・二一年五三号・二二年四九号〕

(障害児入所施設の指定)

第七条 法第二十四条の二第一項の障害児入所施設の指定は、様式第二十一号の障害児入所施設指定通知書により行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式の種類を提出して行うものとする。
 - 一 法第二十四条の九第一項の規定による指定の申請 様式第二十二号
 - 二 法第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出 様式第二十三号
 - 三 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退 様式第二十四号

追加〔平成一八年規則一〇四号〕、一部改正〔平成二四年規則二八号・三〇年二五号〕

(障害児入所給付費の申請)

第八条 法第二十四条の三第一項の規定による支給の申請は、様式第二十五号の支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により行うものとする。

追加〔平成一八年規則一〇四号〕、一部改正〔平成二四年規則二八号〕

(障害児入所給付費の支給決定)

第九条 児童相談所長は、前条の申請があつた場合において、法第二十四条の三第二項の規定により支給の決定をしたときは様式第二十六号の支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を、支給を行わないことを決定したときは様式第二十七号の却下決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

追加〔平成一八年規則一〇四号〕、一部改正〔平成二四年規則二八号〕

(障害児入所給付費の支給決定の取消し)

第十条 児童相談所長は、法第二十四条の四第一項の規定により入所給付決定を取り消したときは、

様式第二十八号の支給決定取消通知書を当該取消しに係る入所給付決定保護者に交付するものとする。

追加〔平成一八年規則一〇四号〕、一部改正〔平成二一年規則五三号・二四年二八号〕

（障害児入所給付費の災害等による減免申請等）

第十一条 法第二十四条の五の規定により障害児入所支援に要する費用を負担することが困難であることの認定を受けようとする者は、様式第二十九号の障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請書を児童相談所長に提出するものとする。

2 児童相談所長は、前項の申請があつた場合において、法第二十四条の五の規定による認定を行つたときは様式第三十号の障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除決定通知書を、同条の規定による認定を行わなかったときは様式第三十一号の障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

追加〔平成一八年規則一〇四号〕、一部改正〔平成二四年規則二八号〕

（指導の報告）

第十二条 法第二十六条第一項第二号の規定により児童又はその保護者を指導している児童委員は、その指導に係る児童又はその保護者の状況について、毎月十日までにその前月の状況を様式第三十二号の児童指導状況報告書により児童又はその保護者の居住地を管轄する児童相談所長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一一年三七号・一二年六八号・一八年四二号・一〇四号〕

（委託及び入所の措置の通知）

第十三条 児童相談所長は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置をするときは、児童又はその保護者に対しては様式第三十三号の入所（委託）措置決定通知書を、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は同項に規定する指定発達支援医療機関の長に対しては様式第三十四号の児童委託書を、それぞれ交付しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成三年三三号・一七年九八号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号・二四年二八号・二七年七八号〕

（入所児童の死亡届書等）

第十四条 規則第二十七条の規定による届出は、同条第一号に係る場合は様式第三十五号の入所児童死亡届により、同条第二号又は第三号に係る場合は様式第三十六号の入所児童の措置に関する意見書により行わなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一八年四二号・一〇四号〕

（委託及び入所の措置の解除等の通知）

第十五条 児童相談所長は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置を解除し、停止し、変更し、又は延長するときは、児童又はその保護者に対しては様式第三十七号の入所（委託）措置解除（停止・変更・延長）決定通知書を、児童の保護を行つている小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は同項に規定する指定発達支援医療機関の長に対しては様式第三十八号の児童措置委託解除（停止・変更・延長）書を、それぞれ交付しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成三年三三号・一七年九八号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号・二四年二八号・二七年七八号〕

（立入調査の証票）

第十六条 法第二十九条に規定する証票は、様式第三十九号による。

追加〔平成一〇年規則四六号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号〕

（養育里親名簿及び養子縁組里親名簿等）

第十七条 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿及び養子縁組里親名簿は、様式第三十九号の二のとおりとする。

2 規則第三十六条の四十一に規定する申請書の様式は、様式第三十九号の三のとおりとする。

3 知事は、前項の申請書を提出した者を養育里親又は養子縁組里親として認定し、第一項の養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録したときは様式第三十九号の四の養育（専門・養子縁組）里親登録通知書を、養育里親又は養子縁組里親として認定しなかつたときは様式第三十九号の五の養育（専門・養子縁組）里親登録審査結果通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

全部改正〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則二八号・二九年四五号〕

（養育里親及び養子縁組里親登録事項変更等の届出）

第十七条の二 規則第三十六条の四十三第二項の規定による変更の届出は、様式第三十九号の六の養育（養子縁組）里親登録事項変更届により行わなければならない。

2 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号。次項において「里親最低基準」という。）第十四条第二項の規定による事故の届出は、様式第三十九号の七の児童事故届により行わなければならない。

3 里親最低基準第十四条第三項の規定による届出は、様式第三十九号の八の養育辞退届により行わなければならない。

追加〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二九年規則四五号〕

（養育里親登録及び養子縁組里親登録の消除）

第十七条の三 知事は、規則第三十六条の四十四の規定により養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録を消除したときは、当該消除に係る養育里親又は養子縁組里親であつた者に様式第三十九号の九の養育（養子縁組）里親登録消除通知書を交付するものとする。

2 規則第三十六条の四十四第一項第一号の規定による登録の消除の申出は、様式第三十九号の十の里親辞退届により行わなければならない。

追加〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二九年規則四五号〕

（養育里親登録及び養子縁組里親登録の更新）

第十七条の四 規則第三十六条の四十六第一項又は第三項の規定による更新の申請は、様式第三十九号の十一の養育（養子縁組）里親登録更新申請書により行わなければならない。

2 知事は、規則第三十六条の四十六第一項又は第三項の規定により養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録を更新したときは様式第三十九号の十二の養育（養子縁組）里親登録更新通知書を、認定しなかつたときは様式第三十九号の十三の養育（養子縁組）里親登録更新審査結果通知書を更新の申請をした者に交付するものとする。

追加〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二九年規則四五号〕

（誓約書の提出）

第十七条の五 養育里親又は養子縁組里親は、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託を受けたときは、様式第三十九号の十四の誓約書を児童相談所長に提出しなければならない。

追加〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二九年規則四五号〕

（親族里親の認定等）

第十七条の六 規則第一条の三十九に規定する者（以下「親族里親」という。）の認定等について、規則第三十六条の四十七の規定により養育里親の認定等に準じて行う場合においては、前五条の規定を準用する。

追加〔平成二四年規則五号〕、一部改正〔平成二九年規則四五号〕

（一時保護児童の所持物の売却）

第十八条 児童相談所長は、法第三十三条の二の二第二項の規定により売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競買人がない物については、この限りでない。

2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記載して七日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。

追加〔平成三年規則三三号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号・三〇年二五号〕

（一時保護児童の所持物の返還の公告）

第十九条 法第三十三条の二の二第四項の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至つた経緯その他必要な事項を記載して十四日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、埼玉県報に掲載して行うものとする。

追加〔平成三年規則三三号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号・三〇年二五号〕

(一時保護児童の遺留物への準用)

第二十条 前二条の規定は、法第三十三条の三第二項において準用する法第三十三条の二の二第二項の規定による売却及び同条第四項の規定による公告について準用する。

追加〔平成三年規則三三号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号・三〇年二五号〕

(児童自立生活援助事業所への入居申込書)

第二十一条 法第三十三条の六第二項に規定する申込書の様式は、様式第三十九号の十五のとおりとする。

追加〔平成二一年規則五三号〕、一部改正〔平成二四年規則五号〕

(児童自立生活援助事業所への入居の承諾等)

第二十二条 児童相談所長は、法第三十三条の六第一項の申込みに対し、児童自立生活援助の実施を承諾したときは、申込者に対しては様式第三十九号の十六の児童自立生活援助事業所入居承諾書を、児童自立生活援助事業を行う者に対しては様式第三十九号の十七の児童自立生活援助実施委託書を、児童自立生活援助の実施を承諾しないこととしたときは、申込者に対しては様式第三十九号の十八の児童自立生活援助事業所入居不承諾通知書を、それぞれ交付するものとする。

追加〔平成二一年規則五三号〕、一部改正〔平成二四年規則五号〕

(児童自立生活援助事業所への入居の解除の通知)

第二十三条 児童相談所長は、法第三十三条の六第一項に規定する児童自立生活援助の実施を解除したときは、当該児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等に対しては様式第三十九号の十九の児童自立生活援助実施解除通知書を、当該児童自立生活援助の実施に係る児童自立生活援助事業を行う者に対しては様式第三十九号の二十の児童自立生活援助実施委託解除通知書を、それぞれ交付するものとする。

追加〔平成二一年規則五三号〕、一部改正〔平成二四年規則五号〕

(児童福祉施設の設置・廃止又は休止の申請)

第二十四条 法第三十五条第三項の規定による届出は、様式第四十号の児童福祉施設設置届出書により行わなければならない。

2 規則第三十七条第二項の規定による認可の申請は、様式第四十一号の児童福祉施設設置認可申請書により行わなければならない。

3 規則第三十七条第四項から第六項までの規定による届出は、様式第四十二号の児童福祉施設内容変更届出書により行わなければならない。

4 規則第三十八条第二項の規定による承認の申請は、様式第四十三号の児童福祉施設廃止（休止）承認申請書により行わなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一〇年四六号・一一年三七号・一二年六八号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号〕

(認可書及び承認書の交付)

第二十五条 知事は、児童福祉施設の設置を認可したときは様式第四十四号の児童福祉施設設置認可書を、その廃止又は休止を承認したときは様式第四十五号の児童福祉施設廃止（休止）承認書をそれぞれ申請者に交付するものとする。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一〇年四六号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号〕

(養子縁組の許可申請書等)

第二十六条 規則第三十九条第一項の規定による許可の申請は、様式第四十六号の養子縁組承諾許可申請書により行なわなければならない。

2 規則第三十九条第二項に規定する書面は、様式第四十七号のとおりとする。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一八年四二号・一〇四号・二一年五三号〕

(療育給付に要する費用の徴収)

第二十七条 保健所長は、県が法第二十条の規定により療育の給付を行つたときは、本人又はその扶養義務者から当該措置に要した費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表第一により算定した額とする。

3 月の中途において入院し、又は退院したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により

算定した額とする。

追加〔昭和六二年規則二九号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号・二一年五三号〕

（助産施設等への入所に要する費用の徴収）

第二十八条 福祉事務所長は、法第二十二条第一項に規定する助産の実施又は法第二十三条第一項に規定する母子保護の実施を承諾したときは、本人又はその扶養義務者から助産の実施又は母子保護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表第二により算定した額とする。

3 月の中途において法第二十三条第一項の規定により母子保護を実施し、又は当該母子保護の実施を解除し、若しくは当該母子保護の実施の期間が満了したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により算定した額とする。

追加〔昭和六二年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則三七号・一三年三二号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号・二二年四九号・二六年四〇号〕

（委託及び入所の措置に要する費用の徴収）

第二十九条 児童相談所長は、法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置を採ったときは、本人又はその扶養義務者から当該措置に要した費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置を採ったときは、別表第二により算定した額とし、同号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置を採ったときは、別表第三により算定した額とする。

3 月の中途において第一項に規定する措置を採り、又は当該措置を解除し、停止し、若しくは変更したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により算定した額とする。

追加〔昭和六二年規則二九号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一〇四号・二一年五三号・二四年二八号・令和三年九号〕

（児童自立生活援助事業所への入居に要する費用の徴収）

第三十条 児童相談所長は、法第三十三条の六第一項の規定により児童自立生活援助の実施をしたときは、本人から当該児童自立生活援助の実施に要した費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表第二により算定した額とする。

3 月の中途において法第三十三条の六第一項の規定により児童自立生活援助を実施し、又は当該児童自立生活援助の実施を解除したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により算定した額とする。

追加〔平成二一年規則五三号〕

（費用徴収額の減免）

第三十一条 第二十七条から前条までの規定により費用を負担すべき者が、災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき費用の全部又は一部を負担することが困難であると認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定によりその負担すべき費用について減額又は免除を受けようとする者は、様式第四十八号の児童福祉施設入所等措置費費用徴収額減免申請書を当該措置を採った者に提出しなければならない。

追加〔昭和六二年規則二九号〕、一部改正〔平成一七年規則九八号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号〕

（児童記録票）

第三十二条 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）の長は、入所した児童について、児童記録票を作成し、整備しておかなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・六二年二九号・平成一〇年四六号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号〕

（台帳等の整備）

第三十三条 児童相談所長は、次に掲げる台帳等を備え、整備しておかなければならない。

- 一 児童相談受付簿 様式第四十九号
- 二 児童相談記録票 様式第五十号

- 三 児童措置書発行簿 様式第五十一号
 - 四 入所児童台帳 様式第五十二号
 - 五 里親委託児台帳 様式第五十三号
 - 六 児童措置解除書等発行簿 様式第五十四号
 - 七 児童送致簿 様式第五十五号
 - 八 児童一時保護簿 様式第五十六号
- 2 福祉事務所長は、次に掲げる台帳を備え、整備しておかなければならない。
- 一 助産施設（母子生活支援施設）入所台帳 様式第五十七号
 - 二 家庭児童相談受付簿 様式第五十八号
 - 三 家庭児童相談登録台帳 様式第五十九号
 - 四 家庭児童票 様式第六十号
- 3 保健所長は、次に掲げる台帳を備え、整備しておかなければならない。
- 一 療育指導台帳 様式第六十一号
 - 二 療育券交付台帳 様式第六十二号
- 一部改正〔昭和四五年規則五号・五八年一七号・六二年二九号・平成五年二九号・一〇年四六号・一一年三七号・一二年六八号・一三年三二号・一七年九八号・一八年四二号・一〇四号・二一年五三号・二二年四九号〕
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第十三号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、現に前項の規則の規定によりなされている申請その他の手続きは、この規則の各相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則（昭和四十五年一月二十日規則第五号）
- この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十一年十二月二十一日規則第九十二号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五十四年三月三十日規則第二十八号）
- この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十四年六月十九日規則第五十九号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五十八年三月二十八日規則第十七号）
- この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六十年三月二十九日規則第十六号）
- この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六十二年三月三十一日規則第二十九号）
- この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十六号）
- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日以後の措置に要する費用の支払命令又は徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の支払命令又は徴収については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和六十三年六月三十日規則第五十四号）
- 1 この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法施行細則の規定は、昭和六十三年七月一日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年三月三十日規則第三十三号）
- この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成四年十月二日規則第八十六号）
- この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二備考8（2）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年七月一日規則第六十一号）

- 1 この規則は、平成五年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第三の規定は、平成五年七月一日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成七年一月十日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の備考8（2）の規定は、平成六年十月一日から適用する。

附 則（平成七年六月三十日規則第五十二号）

- 1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一から別表第三までの規定は、この規則の施行の日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成八年六月二十八日規則第五十一号）

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成十年三月三十一日規則第四十六号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年九月十八日規則第八十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第三十七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月二十九日規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第六十八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第三十二号）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の備考3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成十七年四月一日規則第九十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十二号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年九月三十日規則第百四号）

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日規則第四十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号及び様式第三十九号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

附 則（平成二十年四月一日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年七月一日規則第六十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の措置に要する費用の徴収から適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十九年分の所得税又は平成二十年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合において施行日から平成二十一年六月三十日までの間の措置に要する費用を児童福祉法施行細則第二十四条の規定により徴収するときは、当該課税関係が判明するまでの期間、平成十八年分の所得税又は平成十九年度の市町村民税の課税関係に基づき改正前の別表第一の規定を適用する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第五十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二十九日規則第九十四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の備考1及び2又は別表第二の備考1及び2の規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産の実施に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置又は助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第二の備考8(2)の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る助産の実施に要する費用の徴収から適用し、同日前の出産に係る助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三十日規則第四十九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二十九日規則第八十号）

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一又は別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の措置、助産の実施、母子保護の実施又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年九月三十日規則第五十六号）

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二十八日規則第五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に里親取扱規程を廃止する告示（平成二十四年埼玉県告示第百九十六号）による廃止前の里親取扱規程（昭和二十四年埼玉県告示第百二十六号。次項において「廃止前の里親取扱規程」という。）第四条第二項各号に掲げる名簿に登録されている者は、改正後の児童福祉法施行細則第十七条第一項（同規則第十七条の六において準用する場合を含む。）の養育里親名簿に登録された者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に廃止前の里親取扱規程の規定によりされた申請その他の行為は、改正後の児童福祉法施行細則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十八号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十九日規則第四十六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条の次に一条を加える改正規定、様式第八号の次に四様式を加える改正規定並びに様式第二十二号及び様式第二十三号の改正規定 公布の日
 - 二 別表第一及び別表第二の改正規定 平成二十四年七月一日

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の規定は、別表第一の改正規定の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第二の規定は、別表第二の改正規定の施行の日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第三十三号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、様式第三十九号（裏面）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日規則第四十号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年十月七日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日規則第九十四号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定（同表の備考8（2）の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第一の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第二の備考2の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第二の備考8（2）の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る助産の実施に要する費用の徴収から適用し、同日前の出産に係る助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年十二月二十二日規則第七十八号）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十九年三月二十四日規則第十六号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年九月一日規則第四十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項、第十九条及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第四十三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の備考5の規定は、平成三十年七月一日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和元年十月一日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月三十日規則第六十八号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月十九日規則第九号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号の二から様式第一号の十一まで、様式第二号、様式第四号、様式第六号、様式第七号及び様式第八号の三から様式第八号の五までの改正規定、様式第九号の改正規定（「（自署又は記名押印）」及び「」を削る部分に限る。）、様式第十号の改正規定（「（自署又は記名押印）」及び「」を削る部分に限る。）、様式第二十二号から様式第二十四号まで、様式第三十二号、様式第三十五号、様式第三十六号、様式第三十九号の三、様式第三十九号の六から様式第三十九号の八まで、様式第三十九号の十、様式第三十九号の十一及び様式第三十九号の十四の改正規定、様式第三十九号の十五の改正規定（「（自署又は記名押印）」を削る部分に限る。）並びに様式第四十号から様式第四十三号まで、様式第四十六号及び様式第四十八号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第三の規定は、施行日以後の法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置に要する費用の徴収から適用する。
- 4 この規則の施行の際現に障害児入所施設又は法第二十七条第二項に規定する指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している本人又はその扶養義務者のうち、改正後の別表第三の規定により算出した費用徴収基準月額が改正前の別表第二の規定により算出した費用徴収基準月額を上回るものに係る費用徴収基準月額については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十九日規則第四十二号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年九月二十九日規則第四十八号）

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十四号）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第27条関係）

費用徴収基準

税額等による世帯の階層区分	費用徴収基準月額	
	基準月額	加算基準月額

A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	4,500円	450円
D ₁	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	580円
D ₂		3,001円以上 5,800円以下	690円
D ₃		5,801円以上 8,700円以下	760円
D ₄		8,701円以上 13,000円以下	850円
D ₅		13,001円以上 17,400円以下	940円
D ₆		17,401円以上 22,400円以下	1,100円
D ₇		22,401円以上 28,200円以下	1,250円
D ₈		28,201円以上 58,400円以下	1,620円
D ₉		58,401円以上 75,000円以下	1,870円
D ₁₀		75,001円以上 96,600円以下	2,310円
D ₁₁		96,601円以上 121,800円以下	2,750円
D ₁₂		121,801円以上 175,500円以下	3,570円
D ₁₃		175,501円以上 221,100円以下	4,400円
D ₁₄		221,101円以上 380,800円以下	5,230円
D ₁₅		380,801円以上 549,000円以下	8,070円
D ₁₆		549,001円以上 579,000円以下	8,500円
D ₁₇		579,001円以上 700,900円以下	10,290円
D ₁₈		700,901円以上 849,000円以下	12,250円
D ₁₉		849,001円以上 1,041,000円以下	14,380円
D ₂₀		1,041,001円以上	その月におけるその被措置者の基準月額額の10分の1。

		児童に係る措置費の支弁額	ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円
--	--	--------------	---------------------------------

備考 1 上表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D₁～D₂₀階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 同一世帯から2人以上の児童が当該措置を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額のうち最も多額な児童については、基準月額により算定し、その児童以外の児童については、加算基準月額により算定するものとする。

3 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置児童に係る措置費の支弁額を超える場合には、上表、2にかかわらず、当該支弁額とする。

追加〔昭和62年規則29号〕、一部改正〔昭和63年規則26号・平成3年33号・5年29号・7年1号・52号・8年51号・10年81号・11年91号・12年68号・13年32号・17年98号・18年42号・104号・20年54号・68号・21年53号・94号・22年80号・24年46号・26年40号・74号・94号・31年43号・令和2年68号〕

別表第2（第28条―第30条関係）

費用徴収基準

各月初日の措置児童及び入所者の属する世帯の階層区分			費用徴収基準月額		
			入所施設	通所施設	助産施設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
B ₁	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	単身世帯 母子世帯等 在宅障害児（者）のいる世帯 その他 の世帯	0円	0円	0円
B ₂		B ₁ 階層を除く世帯	1,100円	500円	2,200円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		2,200円	1,100円	4,500円
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市	9,000円以下	3,300円	1,600円	6,600円
D ₂		9,001円以上 27,000円以下	4,500円	2,200円	9,000円
D ₃		27,001円以上 57,000円以下	6,700円	3,300円	
D		57,001円以上	9,300円	4,600円	

4	町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	93,000円以下	円	円	
D 5		93,001円以上 177,300円以下	14,500 円	7,200 円	
D 6		177,301円以上 258,100円以下	20,600 円	10,300 円	
D 7		258,101円以上 348,100円以下	27,100 円	13,500 円	
D 8		348,101円以上 456,100円以下	34,300 円	17,100 円	
D 9		456,101円以上 583,200円以下	42,500 円	21,200 円	
D 10		583,201円以上 704,000円以下	51,400 円	25,700 円	
D 11		704,001円以上 852,000円以下	61,200 円	30,600 円	
D 12		852,001円以上 1,044,000円以下	71,900 円	35,900 円	
D 13		1,044,001円以上 1,225,500円以下	83,300 円	41,600 円	
D 14		1,225,501円以上 1,426,500円以下	95,600 円	47,800 円	
D 15		1,426,501円以上	99,000 円ただし、母子生活支援施設にあっては、その月におけるその入所世帯に係る措置費等の支弁額	49,500 円	

備考 1 上表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD₁～D₁₅階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又

は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によつて再計算しない取扱いを原則とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 上表における「入所施設」及び「通所施設」とは、次のとおりとする。
 - （1） 入所施設 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親をいう。
 - （2） 通所施設 児童心理治療施設通所部をいう。
- 5 上表のB₁階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。
 - （1） 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう（児童自立生活援助事業所に入所している児童は、単身世帯とみなす。）。
 - （2） 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - （3） 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの障害福祉サービスに限る。）の受給者又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児
 - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - （4） その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事が認定した世帯をいう。
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の上表の費用徴収基準月額に10分の1を乗じて得た額をもつてその児童等の費用徴収基準月額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る費用徴収基準月額については、「入所施設に係る費用徴収基準月額＋入所施設に係る費用徴収基準月額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額（当該世帯における施設入所児童について、費用徴収基準月額が日割り又は通所施設に係る費用徴収基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の費用徴収基準月額の合算額に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る

利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下この表において同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を2で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を入所施設に係る費用徴収基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯に係る上限額を上回る場合は、入所施設に係る費用徴収基準月額は0円とする。

7 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収基準月額は0円とする。

8 助産施設に入所した妊産婦に係る上表の適用については、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）に、 B_1 又は B_2 階層にあつては5分の1、 C 階層にあつては10分の3、 D_1 又は D_2 階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯にあつては2分の1をそれぞれ乗じて得た額を上表の費用徴収基準月額に加えるものとする。

なお、上表の助産施設に係る費用徴収基準月額は、その入所の日から助産の実施が終了する日までの期間に係る費用徴収基準月額とみなす。

9 費用徴収基準月額が、その月におけるその措置児童に係る措置費又は入所した妊産婦若しくは入所世帯に係る措置費等の支弁額を超える場合には、上表及び6にかかわらず、当該支弁額とする。

10 法第22条第1項に規定する助産施設への入所は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わない。

(1) その妊産婦の属する世帯の階層区分が $D_1 \sim D_{15}$ 階層であるとき（当該世帯の階層区分が D_1 又は D_2 階層（市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯に限る。）であつて、真にやむを得ない特別の理由があるときを除く。）。

(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層又は B_1 若しくは B_2 階層である場合を除いて、その出産一時金の額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払うものに限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）が、404,000円以上であるとき。

追加〔昭和62年規則29号〕、一部改正〔昭和63年規則54号・平成4年86号・7年1号・52号・8年51号・10年46号・81号・11年37号・91号・13年32号・17年98号・18年42号・104号・19年44号・20年54号・68号・21年53号・94号・22年80号・23年56号・24年28号・46号・25年33号・26年40号・74号・94号・27年78号・29年16号・31年43号・令和2年31号・3年9号〕

別表第3（第29条関係）

費用徴収基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			費用徴収基準月額
			入所施設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B_1	A階層を除き 当該年度分の	単身世帯 母子世帯等 在宅障害児（者）のいる世帯 その他の世帯	0円
B	市町村民税非	B_1 階層を除く世帯	1,100円

2	課税世帯		
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		2,200円
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,000円以下	3,300円
D ₂		12,001円以上 30,000円以下	4,500円
D ₃		30,001円以上 60,000円以下	6,700円
D ₄		60,001円以上 96,000円以下	9,300円
D ₅		96,001円以上 189,000円以下	14,500円
D ₆		189,001円以上 277,000円以下	20,600円
D ₇		277,001円以上 348,000円以下	27,100円
D ₈		348,001円以上 465,000円以下	34,300円
D ₉		465,001円以上 594,000円以下	42,500円
D ₁₀		594,001円以上 716,000円以下	51,400円
D ₁₁		716,001円以上 864,000円以下	61,200円
D ₁₂		864,001円以上 1,056,000円以下	71,900円
D ₁₃		1,056,001円以上 1,238,000円以下	83,300円
D ₁₄		1,238,001円以上 1,439,000円以下	95,600円
D ₁₅		1,439,001円以上	99,000円

備考 1 上表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD₁～D₁₅階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

- (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 上表における「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。
- 4 上表のB₁階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。
- (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう。
- (2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの障害福祉サービスに限る。）の受給者又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児
- エ 国民年金法に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事が認定した世帯をいう。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額のうち最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の上表の費用徴収基準月額に10分の1を乗じて得た額をもつてその児童等の費用徴収基準月額とする。
- ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る費用徴収基準月額については、「入所施設に係る費用徴収基準月額＋入所施設に係る費用徴収基準月額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額（当該世帯における施設入所児童について、費用徴収基準月額が日割り又は通所施設に係る費用徴収基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の費用徴収基準月額の合算額に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下この表において同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を2で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を入所施設に係る費用徴収基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯に係る上限額を上回る場合は、入所施設に係る費用徴収基準月額は0円とする。
- 6 費用徴収基準月額が、その月におけるその措置児童に係る措置費又は入所世帯に係る措置費等の支弁額を超える場合には、上表及び5にかかわらず、当該支弁額とする。
- 7 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、

第29条第1項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しない。

8 B₂階層と認定された世帯に属する措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、7と同様とする。

追加〔令和3年規則9号〕

様式第1号

(第1条関係)

一部改正〔平成3年規則33号〕

様式第1号の2

(第1条の2関係)

全部改正〔令和6年規則24号〕

様式第1号の3

(第1条の2関係)

全部改正〔令和5年規則48号〕

様式第1号の4

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第1号の5

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第1号の6

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第1号の7

(第1条の2関係)

全部改正〔平成27年規則78号〕、一部改正〔令和3年規則9号・4年42号〕

様式第1号の8

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号・4年42号〕

様式第1号の9

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第1号の10

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第1号の11

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕、一部改正〔平成27年規則78号・令和3年9号・4年42号〕

様式第1号の12

(第1条の2関係)

全部改正〔令和6年規則24号〕

様式第1号の13

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕

様式第1号の14

(第1条の2関係)

追加〔平成26年規則94号〕

様式第2号

(第2条関係)

全部改正〔平成18年規則42号〕、一部改正〔平成19年規則44号・20年68号・27年78号・令

和 3 年 9 号]

様式第 3 号

(第 2 条関係)

一部改正〔平成 3 年規則33号・20年68号・27年78号・令和 2 年68号〕

様式第 4 号

(第 2 条関係)

一部改正〔昭和54年規則59号・平成 3 年33号・18年42号・令和 3 年 9 号〕

様式第 5 号

(第 2 条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・24年 5 号・令和 6 年24号〕

様式第 6 号

(第 3 条関係)

全部改正〔平成27年規則78号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕

様式第 7 号

(第 3 条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・59号・平成 3 年33号・18年42号・20年68号・令和 3 年 9 号〕

様式第 8 号

(第 3 条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・59号・平成 3 年33号・18年42号・20年68号〕

様式第 8 号の 2

(第 3 条の 2 関係)

追加〔平成24年規則46号〕、一部改正〔平成26年規則40号〕

様式第 8 号の 3

(第 3 条の 2 関係)

追加〔平成24年規則46号〕、一部改正〔平成25年規則33号・30年25号・令和 3 年 9 号・6 年24号〕

様式第 8 号の 4

(第 3 条の 2 関係)

追加〔平成24年規則46号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕

様式第 8 号の 5

(第 3 条の 2 関係)

追加〔平成24年規則46号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕

様式第 9 号

(第 4 条関係)

全部改正〔平成27年規則78号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕

様式第10号

(第 4 条関係)

全部改正〔平成27年規則78号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕

様式第11号

(第 5 条関係)

全部改正〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第12号

(第 5 条関係)

追加〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第13号

(第 5 条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第14号

(第 5 条関係)

全部改正〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第15号

(第5条関係)

追加〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第16号

(第5条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第17号

(第6条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第18号

(第6条関係)

追加〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第19号

(第6条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第20号

(第6条関係)

追加〔平成13年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則42号・22年49号〕

様式第21号

(第7条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成24年規則28号〕

様式第22号

(第7条関係)

全部改正〔平成24年規則46号〕、一部改正〔令和3年規則9号・6年24号〕

様式第23号

(第7条関係)

全部改正〔平成24年規則46号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第24号

(第7条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成20年規則68号・24年28号・令和3年9号〕

様式第25号

(第8条関係)

全部改正〔平成24年規則28号〕、一部改正〔平成27年規則78号〕

様式第26号

(第9条関係)

全部改正〔平成24年規則28号〕

様式第27号

(第9条関係)

追加〔平成18年規則104号〕

様式第28号

(第10条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成24年規則28号〕

様式第29号

(第11条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成20年規則68号・24年28号〕

様式第30号

(第11条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成24年規則28号〕

様式第31号

(第11条関係)

追加〔平成18年規則104号〕、一部改正〔平成24年規則28号〕

様式第32号

(第12条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成3年33号・11年37号・12年68号・18年42号・104号・20年68号・令和3年9号〕

様式第33号

(第13条関係)

全部改正〔平成24年規則28号〕

様式第34号

(第13条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成3年33号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第35号

(第14条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成3年33号・18年42号・104号・20年68号・令和3年9号〕

様式第36号

(第14条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成3年33号・18年42号・104号・20年68号・令和3年9号〕

様式第37号

(第15条関係)

全部改正〔平成24年規則28号〕

様式第38号

(第15条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成3年33号・18年42号・104号〕

様式第39号

(第16条関係)

追加〔平成10年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則98号・18年42号・104号・19年44号・20年54号・25年33号〕

様式第39号の2

(第17条関係)

全部改正〔平成27年規則78号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕

様式第39号の3

(第17条関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則28号・27年78号・29年45号・令和3年9号〕

様式第39号の4

(第17条関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕

様式第39号の5

(第17条関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕

様式第39号の6

(第17条の2関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号〕

様式第39号の7

(第17条の2関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第39号の8

(第17条の2関係)

追加〔平成24年規則5号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕

様式第39号の9

(第17条の3 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕
様式第39号の10
(第17条の3 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕
様式第39号の11
(第17条の4 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和 3 年 9 号〕
様式第39号の12
(第17条の4 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕
様式第39号の13
(第17条の4 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕
様式第39号の14
(第17条の5 関係)
追加〔平成24年規則 5 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 9 号〕
様式第39号の15
(第21条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号・27年78号・令和 3 年 9 号〕
様式第39号の16
(第22条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号〕
様式第39号の17
(第22条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号〕
様式第39号の18
(第22条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号〕
様式第39号の19
(第23条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号〕
様式第39号の20
(第23条関係)
追加〔平成21年規則53号〕、一部改正〔平成24年規則 5 号〕
様式第40号
(第24条関係)
追加〔平成10年規則46号〕、一部改正〔平成18年規則42号・104号・20年68号・21年53号・
令和 3 年 9 号〕
様式第41号
(第24条関係)
一部改正〔平成 3 年規則33号・10年46号・18年42号・104号・20年68号・21年53号・令和 3
年 9 号〕
様式第42号
(第24条関係)
全部改正〔平成10年規則46号〕、一部改正〔平成18年規則42号・104号・20年68号・21年53
号・令和 3 年 9 号〕
様式第43号
(第24条関係)
一部改正〔昭和54年規則28号・平成 3 年33号・18年42号・104号・20年68号・21年53号・令

和 3 年 9 号]

様式第44号

(第25条関係)

一部改正〔平成 3 年規則33号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第45号

(第25条関係)

一部改正〔平成 3 年規則33号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第46号

(第26条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成18年42号・104号・20年68号・21年53号・令和 3 年 9 号〕

様式第47号

(第26条関係)

全部改正〔平成17年規則98号〕、一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第48号

(第31条関係)

追加〔昭和62年規則29号〕、一部改正〔平成 3 年規則33号・18年42号・104号・20年68号・
21年53号・23年56号・26年40号・令和 3 年 9 号〕

様式第49号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第50号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第51号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第52号

(第33条関係)

全部改正〔平成21年規則53号〕

様式第53号

(第33条関係)

一部改正〔平成 3 年規則33号・17年98号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第54号

(第33条関係)

一部改正〔平成17年規則98号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第55号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第56号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第57号

(第33条関係)

全部改正〔平成10年規則46号〕、一部改正〔平成13年規則32号・18年42号・104号・21年53
号・令和 3 年 9 号〕

様式第58号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第59号

(第33条関係)

一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕

様式第60号

(第33条関係)

一部改正〔平成11年規則37号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第61号

(第33条関係)

一部改正〔昭和58年規則17号・平成3年33号・18年42号・104号・21年53号〕

様式第62号

(第33条関係)

全部改正〔平成3年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則42号・104号・21年53号〕